

28 豊保第1901号

平成29年2月14日

豊山町国民健康保険運営協議会長 様

豊山町長 服部 正樹

国民健康保険税条例の一部改正（案）について（諮問）

豊山町国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記事項につき貴協議会の意見を求めます。

記

1 国民健康保険税条例の一部改正（案）について

- （1） 豊山町国民健康保険税条例（昭和43年豊山町条例第7号）の一部を別添のとおり改正する。
- （2） 施行年月日：平成29年4月1日

(案)

別添

議案第 号

豊山町国民健康保険税条例の一部改正について

豊山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 年 月 日提出

豊山町長 服 部 正 樹

豊山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊山町国民健康保険税条例(昭和43年豊山町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第23条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊山町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提出理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い関係条文を改正する必要があるからである。